

建設工事入札参加者各位

貝塚市総務部契約検査課

特例監理技術者の取り扱いについて

令和2年10月1日より、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）について、同ただし書に規定する特例監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置した場合、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事と兼務することができます。なお、監理技術者等の配置については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を遵守してください。

貝塚市発注工事における特例監理技術者の取り扱いについては以下のとおりとします。

1. 特例監理技術者を配置できる工事の要件（緩和要件）

下記のすべての要件を満たす工事は特例監理技術者を配置できるものとする。

- ①入札参加資格要件や特記仕様等で特例監理技術者の配置制限をしていない条件で契約した工事。
- ②特例監理技術者が兼任できる現場が2つまでであること。
- ③兼任できるもう一方の工事現場が、大阪府内にあること。
- ④各現場の監理技術者補佐を専任で配置できること。
- ⑤監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係であること。
- ⑥特例監理技術者は、常時、監理技術者補佐と連絡がとれる体制をとり、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び工程の立会等、職務を適正に遂行できること。
- ⑦発注者（工事担当課）の承認を得ること。（特殊工法や、高度な技術を要する工事などで専任の監理技術者が必要と判断される現場は兼任を認めない場合がある。）
- ⑧監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。
- ⑨発注するすべての工事業種を対象とする。

※なお、上記に関わらず工事規模、施工難易度等から兼任が認められないと判断される工事については、入札参加資格要件や特記仕様書等でその旨を明記し、兼任を認めない取扱いとします。

2. 監理技術者補佐について

監理技術者補佐は、次の①及び②を満たす者を当該施工現場に専任で配置すること。

①アまたはイのいずれかの資格を有する者。

ア、主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当するもの）のうち一級技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理士補）。

イ、一級施工管理士等の国家資格者、または学歴、実務経験により監理技術者の資格を有する者。

②受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係のある者。

建設工事の種類別検定種目一覧表

建設工事の種類	一級の第一次検定のうち検定種目が下記のものに合格していること
土木一式工事、舗装工事	建設機械施工管理又は土木施工管理
建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事	建築施工管理
とび・土工・コンクリート工事	建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理
石工事、鋼構造物工事、塗装工事、解体工事	土木施工管理又は、建築施工管理
電気工事	電気工事施工管理
管工事	管工事施工管理
しゅんせつ工事、水道施設工事	土木施工管理
電気通信工事	電気通信施工管理
造園工事	造園施工管理

3. 特例監理技術者、監理技術者補佐の兼任について

①特例監理技術者

各現場に専任の監理技術者補佐を配置した2つの現場の特例監理技術者のみ兼任が可能。
現場代理人、営業所の専任技術者、監理技術者、主任技術者（専任、非専任）、専門技術者との兼任は不可。

②監理技術者補佐

専任で配置された現場の現場代理人のみ兼任が可能。
営業所の専任技術者、主任技術者（専任、非専任）、専門技術者との兼任は不可。

4. 提出書類

①「兼務要件チェックリスト」

②「特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する届出